

令和5年3月17日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

連合大阪・北大阪地域協議会

議長 橋本 啓 様

連合大阪・北摂地区協議会

議長 福井 武司 様

高槻市長 濱田 剛史



2023（令和5）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

春陽の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2023（令和5）年1月30日付けで要請のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域就労支援事業の強化について

ハローワーク等、関係機関との連携のみならず、職場体験の協力企業の開拓等、地域資源を活用した取組を行ってまいります。また、機関連携だけではなく、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等、他事業連携も行いながら、幅広い対象者の状況に合わせた支援の強化に努めてまいります。

就職困難者の就労を阻害する様々な要因の解消・軽減に向け、「高槻市就労支援協議会」等において先進的な事例を共有・研究していくことで、引き続き効果的な就労支援に努めてまいります。

② 障がい者雇用の支援強化について

障がい者の就労支援に関しては、一般就労への移行とともに、安心して働き続けられる環境整備を進め、職場への定着を図ることが重要であり、引き続き就労移行支援事業、就労定着支援事業などの障がい福祉サービスの提供

によって支援を行ってまいります。

また、障がい者雇用の促進と安定を図るため、事業主や人事労務担当者等を対象とした「啓発講演会」や「障がい者就職面接会」を開催するほか、障がい者及び事業主からの雇用・就労に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行う「障がい者雇用相談」を引き続き実施してまいります。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けて

① 「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン(2021 - 2025)」の趣旨を踏まえ策定している「男女共同参画計画」に基づき、関係機関と連携を図り各種施策に取り組むとともに、大阪府と連携し同プランの周知に努めているところです。今後も、引き続き周知・広報に努めてまいります。

② 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法については、ホームページや広報誌等を通じて、周知・啓発に努めているところであり、今後も、引き続き実施してまいります。

仕事と家庭生活の両立に関する法律等については、ワークルールセミナー、高槻ワーキングニュース等において引き続き市内事業者に周知してまいります。

なお、本市においては、女性のキャリア形成支援を目的に、令和4年度から一般職の女性職員を対象とした「女性活躍推進研修」を実施しています。また、同じく令和4年度から職場研修で休暇・休業制度改正に伴う変更内容や育児休業の取得推進について研修を実施し、制度概要を職員に広く周知しているところです。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

ワークルールセミナー、高槻ワーキングニュースによる周知に加え、新たに啓発用リーフレットを作成するなど、引き続き市内事業者への周知に努めてまいります。また、労働法制についての適切な助言を行う「労働相談」を引き続き実施してまいります。

(4) 治療と仕事の両立に向けて

商工会議所等との連携及び高槻ワーキングニュースやメールマガジン等を活用した市内企業への関連情報の周知を図り、病気を抱える労働者に対する理解ある職場風土の形成を推進します。

また、市民の健康の保持増進、健康に対する意識の向上を目指し、毎年、

健康に関する講座を開催しています。

(5) 「共同労働の協同組合」の育成・支援について

労働者協同組合法については、国や大阪府等の動き、他市町村での先行事例を注視し、地域課題を解決するため非営利法人を設立しようとする市民への適切な支援方法を検討してまいります。

2 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について

「地域における商業の活性化に関する条例」に基づき、商店街等に対する活性化に関する施策等を実施するほか、職員による事業所の訪問等を通じた情報の収集及び施策等の情報提供を引き続き実施してまいります。

② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

民間企業出身のビジネスコーディネーターを市内の製造業を中心とした中小企業に派遣し、企業が抱える経営上の課題の把握や整理に対して適切な指導、助言、外部経営資源の紹介等を行うほか、事業所が行う設備の更新や新規取得に対する支援に努めてまいります。

③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

広報誌、チラシ及びホームページ等で周知を図るとともに、職員やビジネスコーディネーターによる企業訪問等でも周知を図ってまいります。

④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

小規模事業者支援法を踏まえ高槻商工会議所と共同で策定した「事業継続力強化支援計画」に基づき、小規模事業者の自然災害等への事前の備えや事後のいち早い復旧を支援するなど、経営の強靱化を図っています。

引き続き、商工会議所と連携し、事業者に対するBCPの策定に向けた周知啓発及び策定支援等に取り組んでまいります。

(2) 取引の適正化の実現に向けて

国が運営する「適正取引支援サイト」を始め、関連施策や相談窓口等の情報に関する市内中小事業者への周知・啓発を図り、公正な取引の啓発に努めてまいります。

(3) 公契約条例の制定について

公契約条例については、最低賃金や労働契約等、既存の法律との整合性を

図る必要があり、国において法整備を進めるべきものであると考えています。

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

国や大阪府を始め支援機関が実施する海外での事業展開に関するセミナーやイベントの情報について、チラシ及びメールマガジン等で周知を図ってまいります。

3 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアの推進について

地域包括ケアの推進に向けては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き認知症高齢者数の増加や医療度の高い方を想定した介護サービス提供基盤の整備を進めているところです。計画策定に当たっては、市民公募委員も参画する社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議いただくとともに、在宅介護実態調査等のアンケート調査やパブリックコメントの結果を反映させる仕組みを構築しています。また、当計画はホームページで公開し、進捗状況については同分科会で審議いただいております。分科会の資料等については、窓口等で市民が閲覧できるようにしています。引き続き、大阪府と緊密な連携を図り、地域住民等の理解と協力のもとに地域包括ケア体制の充実に向けた取組を進めてまいります。

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

① 生活困窮者自立支援事業支援者の育成及び処遇の改善について

専門知識や国・先進自治体等における最新の事例、動向を学べるよう外部機関への研修派遣を行うなど、相談員・支援員のスキルの向上に努めています。

各種支援員の従事者養成研修や外部研修について、受講を促すことで、スキルの向上を目指しています。

② 生活困窮者自立支援事業の拡充と体制整備について

令和5年度に家計改善支援員の増員を予定しています。また、これまで関係機関でのチラシの配布や自治会回覧、広報誌、ケーブルテレビなどにおいて、市民に対する周知活動を行ってきたところです。

③ 生活困窮者自立支援事業の強化・底上げについて

就労準備支援事業、家計改善支援事業については既に実施しており、自立相談支援事業と一体的な実施を行っています。

任意事業の推移は、以下のとおりです。

一時生活支援事業：令和元年度 15 件、令和 2 年度 13 件、令和 3 年度 20 件、家計改善支援事業：令和元年度 7 件、令和 2 年度 12 件、令和 3 年度 12 件、就労準備支援事業：令和元年度 13 件、令和 2 年度 12 件、令和 3 年度 21 件

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

「健康増進計画」・「食育推進計画」である「第 3 次・健康たかつき 21」において、「健康寿命の延伸」を全体目標として掲げており、効果的な情報発信や各種健（検）診の受診率向上に向けて、様々な手法による、周知・啓発に取り組みます。また、市民の健康増進・疾病予防を目的に「おおさか健活マイレージアスマイル」の PR や関係機関等と連携を図ってまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医師の働き方改革等に関する国の検討状況を踏まえて、大阪府と連携し、適切な対応を行ってまいります。

医療人材の確保や資質の向上に関する取組については、大阪府が医療計画に基づき実施しています。

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

大阪府において、地域における診療科設置状況の医療計画での可視化、在宅医療体制の強化・確保のための助成のほか、地域の医療関係者で構成する会議体による今後の医療体制に向けた検討、同会議体による医療機器の共同利用意向の情報提供を行っています。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

処遇改善の施策については、従前からの処遇改善加算や、新たに創設されたベースアップ加算の取得について、引き続き介護保険サービス事業者に対する周知を図るなど、一層の促進に努めてまいります。

事業者に対する啓発・研修活動については、介護保険サービス事業者対象研修会を定期的を開催し、介護人材の資質向上と定着を支援しているほか、介護保険サービス事業者と連携し、介護の仕事の魅力をケーブルテレビや市バス車内広告等で発信するなど、人材確保に取り組んでいます。

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

高齢者が住みたい地域で望む暮らしを続けるために、地域包括支援セン

ターが様々な相談を受け、多種多様な関係機関と連携しながら、支援を行っております。今後もパンフレットなどを活用しながら、様々な機会を捉えて地域包括支援センターの周知、広報活動に努めてまいります。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

① 待機児童の早期解消に向けて

令和4年4月1日現在の待機児童数(厚生労働省報告基準)は0人ですが、「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、引き続き利用保留児童の解消に努めてまいります。

小規模保育事業所を整備する際には、認可保育施設等と連携を行うことを引き続き要請してまいります。

なお、本年4月に小規模保育事業所2園が新設される見込みですが、認可保育施設等との連携は行われる予定です。

② 保育士等の確保と処遇改善に向けて

保育士等の処遇改善及び確保については、国の制度等に従って、事業実施者に対し、処遇改善等加算の実施を促すとともに、引き続き保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士資格取得支援事業、小規模保育事業における保育士加配のための保育士確保支援事業を実施してまいります。

また、保育士確保に向けては、引き続き保育士・保育所支援センターにおける就労支援とともに、奨学金を返済しながら、市内で就学前教育・保育に従事する保育士等に対して、返済金の一部を補助する制度を行います。

学童保育指導員等の処遇改善及び確保については、国の制度等に従って、事業実施者に対し、処遇改善等加算の実施を促しています。

③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

延長保育、一時預かり及び病後児保育等について、引き続き国の制度を活用するとともに、病児保育事業を比較的駅から近い高槻認定こども園において実施するなど、保護者ニーズや保育実施者の意向を踏まえながら、事業の充実に向けて取り組んでまいります。

また、引き続き保育士等の確保支援を通じて、地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んでまいります。

④ 企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育事業については、毎年1回は立入調査を行い、保育の状況等について確認しているところです。

また、事業者や保護者から問合せがあった場合には、解決に向け対応しているところです。

⑤ 子どもの貧困対策と居場所支援について

子どもの貧困対策については、関係課で構成する庁内対策会議を活用する等、関係部局が連携して取り組んでいます。なお、平成30年度から子ども食堂の運営経費の一部を助成する子ども食堂運営支援事業を実施しており、引き続き子ども食堂の取組を支援してまいります。

⑥ 子どもの虐待防止対策について

児童虐待防止対策については、毎年11月の国の児童虐待防止推進月間にあわせて、街頭キャンペーンやオレンジリボン、啓発グッズの配架を行うオレンジリボンキャンペーンを実施するなど、積極的な啓発活動を継続して行ってまいります。また、虐待の早期発見及び未然防止については、要保護児童対策地域協議会の事務局として、引き続き学校等を始めとした関係機関との連携を強化してまいります。

⑦ ヤングケアラーへの対策について

庁内の連携を図るため、連絡会議を立ち上げ、支援体制の構築を図りました。また、小学5年生、中学2年生への実態調査等により実情を把握するとともに、関係機関への研修を実施し、理解促進に努めました。

ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒の気持ちに寄り添った支援につなげるとともに、必要に応じて福祉関係機関等との連携を図っているところです。

引き続き、ヤングケアラーの研修等に参加するとともに、福祉的な支援の中で早期に発見し、対応できるよう、各関係機関との連携を図ってまいります。

(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

「自殺対策計画」に基づき、「支え合おうこころといのち」をテーマに誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、うつ病等に関する啓発、ゲートキーパー（早期対応の中心的役割を果たす人材）養成研修、自殺未遂者支援等を実施し、相談体制の充実を図るとともに、自殺対策の取組に対して数値目標を掲げ、自殺対策の推進を図っております。

また、庁外関係機関との連絡協議会及び庁内の自殺対策計画推進本部会議において「自殺対策計画」の取組に対する進捗管理を行っております。

4 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について

統合型校務支援システムの導入により、在校等時間を客観的に把握するとともに、業務の効率化を図ることで、令和2年度に定めた在校等時間の上限に収まるよう、業務負担の軽減に努めてまいります。また、教員が児童生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保することで、教育の更なる充実を行ってまいります。

なお、本市においては、平成25年度から小学校全学年で35人学級編制を実施しており、中学校においても令和4年度から1年生、令和5年度から全学年で35人学級編制を実施いたします。

また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについても、引き続き効果的な配置を行ってまいります。

(2) 奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度における対象者や支給金額の拡充については、引き続き全国市長会等を通じて国に対して要望してまいります。

奨学金返済支援制度の創設については、大阪府市長会等を通じて大阪府に対して要望してまいります。また、返済については、学校に在学する場合や、疾病によって償還が困難になった場合、コロナ禍を理由に経済状況が著しく悪化した場合など、状況により適切な猶予措置を行っております。

また、地元就職者に対する返済支援制度については、他市の動向等を勘案しながら、研究してまいります。

(3) 労働教育のカリキュラム化について

本市では、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、中学校区で小中一貫した9年間のキャリア教育計画を策定し、児童生徒のキャリア教育の充実を図っております。また、各中学校区が設定するキャリア教育の目標に応じて、職業講話、職場体験、職業インタビュー等の活動を計画に位置付けております。

(4) 消費者教育の推進について

若年層を対象とした消費者教育については、これまでも、当事者や保護者向けの出前講座、補助教材・リーフレットの配布などを行っており、引き続き情報提供や啓発に取り組んでまいります。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 差別的言動の解消に向けて

ホームページや広報誌のほか、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架等により市民への周知に努めているところです。今後も、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

性的マイノリティへの偏見をなくし、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発に努めているところです。今後も、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

また、パートナーシップ制度の構築については、社会的理解が進む中で広範囲にわたる法整備が必要であり、引き続き、国の動向などを注視してまいります。

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の趣旨や内容をホームページに掲載するとともに、啓発ポスター・チラシの関係施設への配架及び講座の開催等により市民への周知・理解を図っています。今後も、国との適切な役割分担や大阪府、他市町村と連携しながら「あらゆる差別のない社会の実現」に向け、取り組んでまいります。

また、広報誌に就職差別撤廃月間に関連する記事を掲載するなど、引き続き周知に努めてまいります。

(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について

『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針の下、新型コロナウイルス感染症による本市財政への影響を踏まえ、財政の健全性を維持しつつ、住民サービスの向上に努めてまいります。

また、引き続き国・大阪府に対して必要な財政支援を求めてまいります。

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

住民の利便性向上に向けて、引き続き行政手続のオンライン化を推進してまいります。

また、情報格差の課題解消に向けた取組として、初心者を対象とした無料相談会及びパソコン、タブレットを中心とした講座を実施しているところです。今後も引き続き、情報格差の解消に取り組んでまいります。

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

特定個人情報（個人番号を含む個人情報）については、番号法、特定個人情報法の適正な取扱いに関するガイドライン等にとり、今後も引き続き、安全管理措置を徹底してまいります。

また、税務申告等には、マイナンバーを個人特定に利用するなど、事務の効率化を図ってまいります。

加えて、マイナンバーカードの安全性については、問合せの際には丁寧に説明を行うとともに、ポスターの掲示やリーフレットの配架などにより、引き続き市民へ周知を図ってまいります。

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票所については、イオン高槻店に加え、令和4年度から新たに高槻阪急に期日前投票所を設置し、選挙人の利便性の向上に努めています。

共通投票所の設置、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、費用対効果や運営上の課題などを整理するとともに、国からの財政措置の状況などの情報収集を引き続き行ってまいります。

記号式の投票方法については、選挙人にとって混乱がなく円滑に投票ができる仕組みが望ましく、国等の動向も注視しながら研究してまいります。なお、不在者投票については、令和4年度から電子請求が可能となっております。

(10) SDGsの推進について

本市においては、「高槻市SDGs推進指針」を定めており、職員一人一人がSDGsの理念や意義、考え方などを十分理解した上で、事業の実施時等、様々な機会を通じて、SDGsの理解促進及び普及啓発に取り組むこととしています。

子どもの貧困対策については、関係課で構成する庁内対策会議を活用するなど、関係部局が連携して取り組んでいます。

5 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

平成29年度から開始した「高槻市エコショップ認定制度」では、食品廃棄物の削減につながる食べ残しの持ち帰り等の活動を行っている店舗の取組を市民に紹介し支援しています。また、令和2年度からは全国427自治体に参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ参加し、食

品廃棄物の削減等に関する先進的かつ効果的な取組を調査研究しています。これらの取組を継続し、市民や事業者に対して出前講座やイベント等の機会に、食品廃棄物の削減に関する啓発活動を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による農作物廃棄が生じないように、関係機関と連携した地元産農産物PRによる販売ルートの確保支援や、農業者と商工業者との連携を促進することにより、地元産農産物を活用した6次産業化を推進し、地産地消に努めてまいります。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を通じ、他自治体の食品廃棄物の削減等に関する先進的かつ効果的な取組を調査研究してまいります。

また、食品預託払出事業を実施する高槻市社会福祉協議会との連携・協力を図ってまいります。

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

消費者自身が、自主的かつ合理的な意思決定や適切な対処などの能力を身につけられるよう、引き続き、各種講座や講演会など、様々な機会を捉え情報提供や啓発に取り組んでまいります。

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺を含め、特殊詐欺被害の未然防止につきましては、引き続き、高齢者や関係者向けの出前講座やパネル展示、チラシの配布など情報提供や啓発に取り組んでいくことに加え、総合的・集中的に対策強化を図るため、令和5年3月1日に新たに「高槻市特殊詐欺被害防止強化特別対策本部」を設置いたしました。今後、警察等の関係機関とも連携しながら、対策期間において更なる被害の未然防止に取り組んでまいります。

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

温室効果ガス排出量の削減については、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から積極的に取り組む必要があるため、市民・事業者・行政の危機意識を共有するとともに行動変容に繋がる情報発信に引き続き取り組んでまいります。

また、大阪府と連携し再生可能エネルギーの導入及び活用について、引き続き市民・事業者に周知してまいります。

産業界との連携については、必要に応じて商工会議所やエネルギー供給会社等と情報共有を図りながら、取組を進めてまいります。

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進については、民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金制度等を通じて、事業者に対する再生可能エネルギー発電設備設置への支援を実施します。

6 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

駅におけるエレベーターやエスカレーターについては、改札内は交通事業者が、また改札外は本市が維持管理を実施しております。バリアフリーの促進については、それぞれの実施主体が連携しながら進めることが重要と考えており、今後につきましても、適切な役割分担の下、推進してまいります。

(2) 安全対策の向上に向けて

J R 高槻駅では、本市の補助制度を活用していただき、令和2年度にホーム柵の設置が完了していますが、今後も本制度の活用や、また国が新たに創設したバリアフリー料金制度の活用を促すなど、他の駅へのホーム柵の設置を促進してまいります。また、社会全体での交通弱者を含めた利用者の安全確保や支える仕組みづくりについても、「バリアフリー基本構想」に基づく「心のバリアフリー」に関する取組を推進しているところです。今後も引き続き、バリアフリーの推進と安全対策の向上に取り組んでまいります。

現在、本市では、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できる地域を目指し、地域包括ケアシステムを推進しているところです。今後も、地域包括ケアシステムの一環として、社会全体で高齢者の支援を行う体制の整備に取り組んでまいります。

単独での外出が難しい障がい者に対しては、同行援護、移動支援事業等を活用することにより、所定の研修等を修了したガイドヘルパーから介助を受けていただくことが可能です。障がいがある方も含めた交通機関利用者の安全性を確保していくため、引き続き適切に事業を実施してまいります。

市営バスの運行においては、発車時や停車時等、車内転倒事故が起こりや

すいタイミングに注意喚起の車内アナウンスを行い、転倒事故防止に努めてまいります。また、車いす利用者がスムーズに乗車できるよう乗務員には再度、バス乗車取扱要領の確認を徹底してまいります。

(3) 交通マナーの向上について

本市では、自転車に関する条例及び計画に基づき、高槻警察署や関係団体等と連携し、自転車の安全利用推進に係る様々な取組を実施しております。具体的には、全年齢層を対象にした「交通安全教室」や自転車安全利用の日に係る街頭指導の実施、広く一般市民を対象とした交通安全イベントの開催等、幅広い啓発活動に取り組んでおります。その結果、年々自転車事故件数が減少しており、条例施行の前年である平成26年中には471件あった自転車事故件数は、令和3年には194件と、約6割減少しております。

今後も更なる自転車の安全利用推進のため、引き続き高槻警察署や関係団体等と連携し、より一層、自転車利用者のマナー向上や交通安全意識の醸成に粘り強く取り組んでまいります。

(4) キッズゾーンの設置に向けて

未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保については、施設、警察及び道路関係部局と実施した合同安全点検を通じて、安全な移動経路の見直しを実施しており、把握した危険箇所については、個別の状況に合わせた安全確保対策を引き続き行ってまいります。

また、路面標示などの視認性の低下については、職員パトロールや市民からの情報提供などを基に、これまでも各管理者間で情報を共有し、必要な対応をしているところです。引き続き、早期対応に取り組んでまいります。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について

引き続き、ハザードマップやホームページ等を活用し、災害時の避難行動に係る知識の普及に努めるとともに、災害時には防災行政無線、緊急速報メール、市公式LINE・ツイッターといった様々な媒体による迅速かつ適切な災害情報の発信に努めます。また、防災士の活用も含めた地域の防災活動を担う防災リーダーの育成手法を検討し、職員出前講座や各種防災訓練の実施等を通じて、地域防災力の向上に取り組むほか、「地域防災計画」等に基づき、コロナ禍における感染防止対策を踏まえた対応を適切に実施してまいります。また、避難所における生活環境の向上に関係部局と連携し取り組みます。

啓発活動については、市民が自身の災害リスクを認識し、災害時には的確な避難行動がとれるよう、ハザードマップを活用した出前講座等を実施してまいります。

避難行動要支援者支援体制については、避難行動要支援者の同意に基づき、地域への避難行動要支援者名簿情報の提供を進めるとともに、地域の活動団体や福祉サービス等事業者の参画を得た防災ワークショップや訓練を実施しているところであり、引き続き体制の整備に取り組んでまいります。

(6) 地震発生時における初期初動体制について

大阪府北部地震における課題や教訓を踏まえ、「業務継続計画」や「受援計画」に基づき、災害時の職員体制の確保に努めるほか、訓練等を通じて、地震発生時における初動対応の実行性確保に努めます。また、引き続き、職員出前講座や各種防災訓練の実施等を通じて、市民等の防災意識の啓発に取り組むほか、民間事業者やボランティアとの協力関係の構築に努めてまいります。

職員体制については、各所属の状況を把握した上で、必要な採用や職員配置を行っているところです。また、災害への対応については、「地域防災計画」や「業務継続計画」において、災害時の組織体制や行うべき業務を定め、職員の担うべき役割を明示しています。

(7) 大阪府北部地震に対する継続支援について

国や大阪府と連携し、今後も、被災者に寄り添い、必要な支援を継続してまいります。

また、民間所有のブロック塀等については、撤去工事にかかる補助制度を継続するとともに、ブロック塀等の所有者への意識啓発を図ることにより、危険なブロック塀等の撤去を促進してまいります。また、学校や病院など一定規模以上の多数のものが利用する建築物については、耐震診断にかかる補助制度を継続し、耐震化を促進してまいります。

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

災害の未然防止については、河川堤防の点検や土砂災害警戒区域のパトロールを大阪府と合同で実施するとともに、調整池や水路等の市管理施設を適切に維持管理してまいります。

水害・土砂災害ハザードマップは必要に応じて見直しを行い、出前講座等

を通じて、災害リスクの周知や防災意識の向上に努めます。

平成30年台風第21号による被災森林の復旧を始めとした森林整備については、大阪府や大阪府森林組合と連携して取り組むとともに、引き続き、山地災害の危険箇所において治山事業を実施されるよう大阪府に要望してまいります。

引き続き、職員出前講座等の機会を通じて啓発を行うほか、土砂災害警戒区域等の山間部の自治会等の住民自らが危険箇所や避難経路などを確認して地図化した「地域版ハザードマップ」を活用するなど、地域防災力の向上を図ります。

② 災害被害拡大の防止について

引き続き、「業務継続計画」に基づき、大規模災害発生時においては、災害応急業務を始め、市民の生命、身体及び財産に関わる非常時優先業務を最優先で実施し、それ以外の業務は休止するなど適切な業務継続体制の確保に努めます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底し、適切に対応してまいります。

(9) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

治水事業と連携、調整することで、早期復旧が見込まれる場合には、必要に応じて関係機関への働きかけを行います。

特に、一級河川芥川の鉄道橋梁部の未改修区間については、早期に改修できるよう引き続き大阪府に要望していくとともに、災害時に関係機関と連携、調整することで早期復旧が見込まれる場合には、必要に応じて関係機関への働きかけを行ってまいります。

また、災害時には、鉄道事業者等との情報共有・協力が速やかに実施できるよう検討してまいります。

治山事業の実施については、引き続き大阪府に要望してまいります。

(10) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為については、警察機関による取締りが行われており、本市においても、高槻警察署等の関係機関と連携を図ってまいります。

バス車内における暴力行為に対して、テロ対策等のマニュアルを基本とし、業務無線を始め、バスロケーションシステムやドライブレコーダーシステムを活用した関係各局との連携体制の確保や車内掲示による啓発に努めてまいります。

(11) 交通弱者の支援強化に向けて

現状、本市に立地する商業施設や医療施設、公共交通の人口カバー率は高い数値を維持しており、市民の日常生活に必要な機能が概ね充足していると認識しております。今後につきましても、本市の都市づくりの方向性として掲げる「コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進」に基づき、居住や都市機能の適切な立地とこれらをつなぐ交通ネットワークの維持を図ることにより、誰もが住みやすく活力あるまちの実現を目指してまいります。

また、市内全域を対象に新たに飲食店または小売店を出店する際に、店舗改装費の一部を補助する創業・個店支援事業を実施しており、引き続き、施策の周知及び利用の促進を図ってまいります。

市営バスにおいては、コロナ禍からの需要の回復やODデータによる利用実態等を踏まえ、市民を始めとする利用者の利便性向上に資する路線の再編及び公平かつ公正なダイヤ編成に努めてまいります。

本市は、大阪スマートシティパートナーズフォーラム（OSP F）に賛助会員として参画しており、OSP Fが実施する個別の取組については、事務局である大阪府を通じて適宜、情報共有等を行っています。

(12) 持続可能な水道事業の実現に向けて

「水道事業基本計画」に基づき、人材の確保・育成や技術継承など持続可能な事業経営、基盤強化に向けて取り組み、利用者に必要な情報については適時発信してまいります。

なお、水道施設運営権（コンセッション）方式について、導入の予定はありません。

7 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて変更が示されており、今後、国や大阪府の方針を踏まえて適切に対応してまいります。

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて変更が示されており、今後、国や大阪府の方針を踏まえて適切に対応してまいります。

③ PCR検査の拡充について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて変更が示さ

れており、今後、国や大阪府の方針を踏まえて適切に対応してまいります。

④ 感染防止のための支援拡充について

これまでも国・大阪府による各種支援とは別に、市独自の施策として、市内医療機関や公共交通事業者など様々な事業者へ支援を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて変更が示されており、今後、国や大阪府の方針を踏まえて適切に対応してまいります。

中小企業等への支援については、関係省庁が実施するテレワーク等への支援に関しホームページや企業向けメールマガジンを通じて情報提供するとともに、労務の専門家による無料専門相談を行う高槻商工会議所を引き続き支援してまいります。

⑤ 緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された際には、引き続き、ホームページや市公式LINE・ツイッター、車両広報など様々な手法で、市民に対して適切な情報発信、啓発を実施してまいります。

⑥ ワクチン接種体制の強化について

国や大阪府と連携し、円滑に新型コロナウイルスワクチン接種を実施するとともに、他の自治体等とも連携し、適切に接種記録の管理を行います。また、広報誌、ホームページなど様々な媒体を通じて、市民への必要な情報提供を行ってまいります。

⑦ 保健所機能の強化について

感染状況や保健所の状況等を適宜確認しながら、必要に応じて市全体で保健所の事務応援を行うなど、適正な職員配置を行っているところです。

⑧ 感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

ホームページや広報誌などで、新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種関連の不当な差別や誹謗中傷などを行わないよう人権への配慮について呼びかけを行っているほか、作成した啓発ポスター・チラシによる周知・啓発に努めているところであり、今後も、引き続き実施してまいります。

また、ワクチン接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることがないように、広報誌やホームページにより引き続き周知してまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について

① 雇用調整助成金特例措置の継続について

「雇用調整助成金」は厚生労働省所管の制度であり、国に対しては更に安定的雇用の維持に繋がる効果的な支援策を講じるよう、中核市市長会を通じて要望を行っております。

② 新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

国や大阪府等が実施する新型コロナウイルス感染症関連の支援策については、最新の情報をホームページや広報誌に随時掲載するとともに、パンフレットや申請書等を市の窓口配架する等、制度の認知度向上に努めてまいります。

③ 生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、減収となった生活困窮者に対して住居確保給付金の給付や就労支援を含めた様々な相談支援を行っております。支援制度や相談窓口等の周知については、ホームページや自治会回覧、関係課・関係機関などへのチラシの配架を行うなど、支援を必要とする方へ情報が届くよう取り組んでおります。

ひとり親家庭への支援については、「第四次ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく各種施策を推進し、引き続きひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立の促進を図ってまいります。

④ 事業所支援の拡充について

国の地方創生臨時交付金を活用し、消費喚起や事業所支援などの地域経済活性化に向けた施策の実施を検討してまいります。